

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【会社名】	リゾートトラスト株式会社
【英訳名】	RESORTTRUST, INC .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 勝康
【本店の所在の場所】	名古屋市中区東桜二丁目18番31号
【電話番号】	052-933-6000（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区東桜二丁目18番31号
【電話番号】	052-933-6000（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 999,838,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	リゾートトラスト株式会社 東京本社 （東京都渋谷区代々木四丁目36番19号リゾートトラスト東京ビル） リゾートトラスト株式会社 大阪支社 （大阪市北区西天満四丁目15番18号 プラザ梅新） リゾートトラスト株式会社 横浜支社 （横浜市港北区新横浜 3 -19- 1 LIVMO ライジングビル3 F） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	565,200株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成26年2月13日開催の取締役会決議によります。

2．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	565,200株	999,838,800	
一般募集			
計（総発行株式）	565,200株	999,838,800	

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
1,769		100株	平成26年3月3日(月)		平成26年3月3日(月)

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
リゾートトラスト株式会社 総務部	名古屋市中区東桜二丁目18番31号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店	名古屋市中区栄三丁目4番5号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,838,800		999,838,800

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差し引き手取概算額999,838,800円については、本件その他の者に対する割当「役員株式給付(BBT)」と同日付をもって取締役会で決議されたその他の者に対する割当「株式給付(ESOP)」と合わせた手取概算額合計上限1,499,758,200円について、全額を平成25年12月に建築工事を着手しました会員制リゾートホテル「エクシブ鳥羽別邸(平成28年3月開業予定)」の建築工事費用の一部に全額充当する予定であり、支払は、平成26年9月末を予定しております。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	エクシブ鳥羽別邸 (三重県鳥羽市)	会員制ホテルの 新設(121室)	15,500	2,530	平成25年 12月	平成28年 3月	年間 約83千人

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

##### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	みずほ信託銀行株式会社の再信託受託者として株式給付信託（ESOP）取引。

（注）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年2月13日現在のものであります。

#### 株式給付信託（BBT）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託E口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の役員に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

#### (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた「役員株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の役員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、役員に業績達成度、業績貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、役員に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

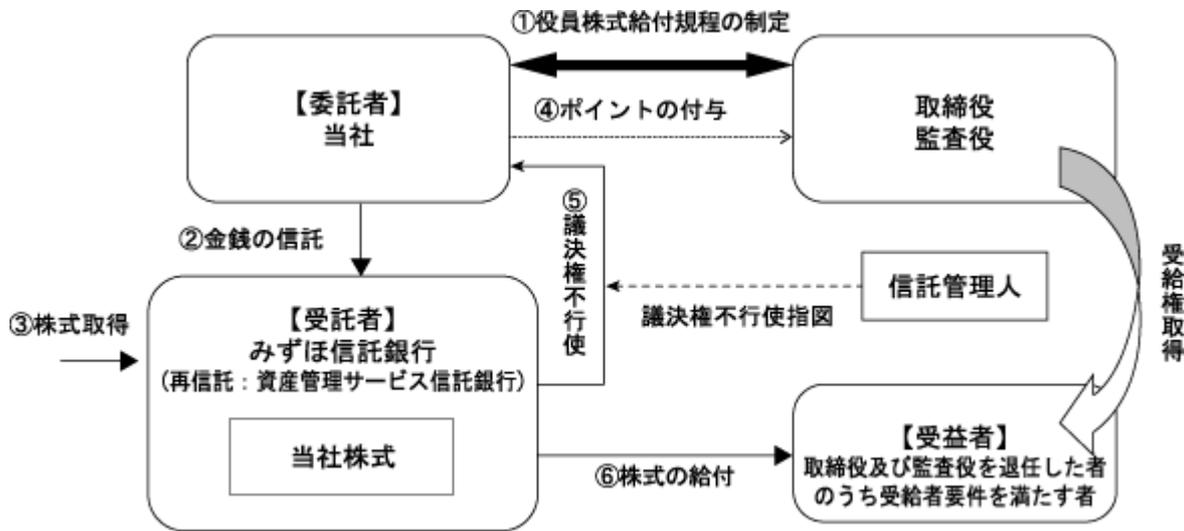
当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「役員株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる不行使指図に従い一律不行使とします。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、当初の信託管理人には、社外の弁護士が就任します。

(2) 受益者の範囲

「役員株式給付規程」の定めにより株式給付等を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託（BBT）の概要 >



当社は、平成25年6月11日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しました。

当社は、 の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託を設定します。

本信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を取得します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役及び監査役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は一律不行使とします。

本信託は、取締役及び監査役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「 株式給付信託（BBT）の内容(1)概要」に記載しましたとおり、役員に対して自社の株式を給付し、業績の向上、企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)）を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

565,200株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において「役員株式給付規程」に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成26年3月3日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

#### f 払込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払い込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる不行使指図に従い一律不行使とします。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、「信託管理人ガイドライン」に従い、委託者の判断、意思とは独立して行動する中立的な第三者を要件としており、当初の信託管理人には社外の弁護士が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間(平成26年1月13日から平成26年2月12日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,769円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,769円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,745円に対して101.38%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均1,845円(円未満切捨)に対して95.88%乗じた額であり、あ

るいは同直近6ヵ月間の終値平均1,769円(円未満切捨)に対して100.00%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、BBTにかかる「役員株式給付規程」及びESOPにかかる「株式給付規程」に基づく給付予定株式総数に相当するものであり、調整後の平成25年12月31日現在の発行済株式総数(103,411,496株となっております。)に対し0.82%(少数点第3位を四捨五入、調整後の平成25年12月31日現在の総議決権数987,414個に対する割合0.86%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は役員及び従業員に対するインセンティブを高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(注) 当社は、平成26年1月1日を効力発生日として、基準日である平成25年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

当該株式分割を勘案し、直近の四半期末である平成25年12月31日現在の発行済株式総数51,705,748株につきましては103,411,496株と、同日現在の総議決権個数493,707個につきましては便宜上987,414個とそれぞれ調整の上、本自己株式処分における処分株式数およびその議決権個数の占める割合を計算しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
(株)宝塚コーポレーション	名古屋市千種区四谷通1-1	6,709,824	13.59	6,709,824	13.47
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1 8 11	3,925,000	7.95	3,925,000	7.88
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2 11 3	2,478,500	5.02	2,478,500	4.98
サッポロビール(株)	東京都渋谷区恵比寿4 20 1	1,675,880	3.39	1,675,880	3.37
伊藤 與朗	名古屋市瑞穂区	1,461,308	2.96	1,461,308	2.93
(株)ジーアイ	東京都港区赤坂8 12 46	1,385,988	2.81	1,385,988	2.78
(株)エヌ・コーポレーション	東京都港区虎ノ門3 14 1 1907	872,623	1.77	872,623	1.75
(株)ケー・コーポレーション	東京都港区虎ノ門3 14 1 1907	855,377	1.73	855,377	1.72
ピーエヌピー パリバセック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アパディーン グ ローバル クライアント アセット (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3 11 1)	839,420	1.70	839,420	1.69
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7 18 24	777,600	1.58	777,600	1.56
計		20,981,520	42.50	20,981,520	42.14

(注) 1.平成25年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2.上記のほか当社所有の自己株式2,133,024株(平成25年12月31日現在)は、BBTで282,600株、ESOPで141,300株を割当てた後 1,709,124株(平成26年1月1日を効力発生日とする株式分割、および1月1日以降の移動は考慮しておりません)となります。

3.平成26年1月1日を効力発生日として1株を2株とする株式分割を行っておりますが、割当後の株式数を分割前の基準で表記しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】**

**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第41期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第41期第3四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき、臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、(2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関する)臨時報告書を平成25年7月11日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

平成25年7月11日に提出している臨時報告書について、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、訂正報告書を平成25年7月12日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書(第40期事業年度)及び四半期報告書(第41期事業年度第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月13日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年2月13日)現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

リゾートトラスト株式会社 本社

(名古屋市中区東桜二丁目18番31号)

リゾートトラスト株式会社 東京本社

(東京都渋谷区代々木四丁目36番19号リゾートトラスト東京ビル)

リゾートトラスト株式会社 大阪支社

(大阪市北区西天満四丁目15番18号 プラザ梅新)

リゾートトラスト株式会社 横浜支社

(横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMO ライジングビル3F)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。